

別記様式第1号(第四関係)

か ね だ ほ く ぶ ち く か っ せ い か け い か く  
金田北部地区活性化計画

栃木県・大田原市

平成25年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	金田北部地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	大田原市
地区名(※1)	金田北部地区
計画期間(※2)	平成25年度～平成29年度

## 目標 : (※3)

市の北西部、一級河川巻川の流域に開けた優良農地の一部を構成する当地区では、水稲、麦類の生産に加え、近年は、ナスやネギ等の収益性の高い作物の導入を図ろうとするなど農業意欲の高まりが認められている。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足の進行に伴い農業従事者の減少が地区人口の減少を招き、地区の活力が低下している状況である。

このため、優良農地を生かした水稲及び麦等の土地利用型の複合経営の展開に加え、農業従事者の高齢化への対応や、新規営農を誘引する収益性の高い集約型農業の拡大に対応するため、舗装化された支線農道網整備を行うことで、離農抑制及び人口流出抑制による定住の促進を図るものである。

具体的には、当地区の平成24年度の農業従事者数減少率2.3%（平成20年度256人→平成24年度農業従事者数250人 農林業センサス2005→2010）から、1ポイント改善し1.3%に抑えることを目標とする。

また、農業従事者の減少率の検証は、農林業センサスの統計データ（農林業センサス2010→2015）にて確認する。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本地区は、市の北西部、一級河川巻川の流域に開けた水田地帯に位置し、稲作を中心に二条大麦、ナス、ネギ等の複合経営がなされ協業化が進む地域である。

また、近隣に農作物の品質向上物流合理化施設（JAなすの中央ライスターミナル）から首都圏の中央市場への出荷が可能であり、地理的優位性を生かし、ナスやネギ等の生産に取組み農業所得の増大を図ろうとする取組が見受けられる。

なお、近傍の乙連沢地区では、ネギ、キャベツ、ナス、トマトの栽培が盛んであり、規模拡大や協業化の進展とともに安定的な経営が図られているため本地区農家の意欲喚起につながっている。

### 現状と課題

本地区は、ナス、ネギ、ウド、ニラ等の収益性の高い作物を導入する農家意欲の高まりが認められるものの、農業従事者の高齢化が進行し、農家の離農と地区からの人口流出に伴う人口の減少が地区活力の衰退に繋がるため、早急に地区農業維持のための取組を行うことが求められている。

なお、地区農業生産の基盤である農地等の状況は、本地区農地が平成11年から平成18年にかけて実施した県営圃場整備事業「金田北部2期地区」の受益地であることから、農業生産条件が整備された優良農地が多い。

しかし、圃場整備後の農道は砂利敷の農道が多くを占め、路面の損耗による荷傷みや降塵による商品化率の低下や効率的な集出荷を困難にする等、野菜等高収益型作物の作付け増加が図れない状況が課題となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

本地区における、優良農地を生かした水稲及び麦等の土地利用型の複合経営の展開に加え、農業従事者の高齢化への対応や新規営農を誘引する収益性の高い集約型農業の拡大を促進する支線農道網の整備を行うことで、輸送時間の短縮による生産コストの削減や離農抑制及び人口の流出防止による定住の促進を図るものである。

また、達成状況を計画期間終了後の平成30年度に2015年農林業センサス統計調査を基に確認し、農道の整備により後継者の育成及び農地の集約化等、関連する地区農業振興施策を一体的に推進する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大田原市	金田北部地区	基盤整備(土地改良施設保全)	大田原市	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

金田北部地区(栃木県大田原市)	区域面積 (※2)	142ha
<b>区域設定の考え方 (※3)</b>		
<b>①法第3条第1号関係:</b> 当該区域の総面積142haのうち農林地面積は125haで88%を占めており、区域内の就業者数361人のうち農業従事者数250人で全体の69%である。また、金田北部地区は、平成11年から平成18年にかけて実施した県営圃場整備事業金田北部2期地区の受益地であり、集出荷場所のJAライスターミナルに近く、市内でも耕作に優れた地域である。また、周囲には用材林が連なり、木材共販所までのアクセスも良好で市内でも農林業が重要な地域である。		
<b>②法第3条第2号関係:</b> 上記農業従事者250人のうち、65歳以上が71人で、28%を占めており、高齢化が顕著で後継者等担い手の減少が懸念される。このため、農業所得を増大させ農業経営の安定化を図る必要があり、農業所得の増大には、優良農地への高収益型作物の導入を高年齢農業従事者の取組の容易さも視野に入れて進める必要がある。このため、軽量軟弱野菜の導入が隣接他地区事例からして有望であり、損耗した砂利敷の農道整備を行う本事業が上記課題を解消し、農業振興の下で地区の定住化を図るものとして有効かつ適当である。		
<b>③法第3条第3号関係:</b> 当該区域は、農業振興地域であり、市街地を形成している地域は含んでいない。また、当該地域は、都市計画法上の都市計画区域の指定は無指定であり、同計画に基づく用地区域は含まれない。		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の完了年度の翌年度に、市が、地区人口の減少の抑制が定住の促進につながっていることについて農林業センサスの統計データを用いて検証する。  
本地区の農業所得の増大に伴う農業経営であることを具体的な例示と共に検証する。  
県は、市と共同で定住の促進と健全な地区農業の維持が図られているか否かについて検証し、活性化計画の達成について評価を行う。  
なお、この評価結果については、JA等の農業者団体により検証し、検証結果を添えて市が公表する。